

# インターネット上の権利侵害に対する削除請求

小向太郎<sup>†1</sup>

インターネット上で行われる代表的な権利侵害として、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害、商標権侵害がある。こうした権利侵害に対する法的救済手段としては、損害賠償請求と差止請求があり、これらの請求は、インターネット上の媒介者であるプラットフォーム事業者、SNS、ISP等に対しても行われる場合がある。しかし、媒介者に対する差止請求の法的根拠や、請求が認められる要件は、必ずしも明確になっていない。本報告では、インターネット上の権利侵害に対する媒介者への差止請求について、代表的な権利侵害の一つである著作権侵害を中心に現状と課題を考察する。

## Discussions on remedy of injunction for rights infringement on the Internet.

TARO KOMUKAI<sup>†1</sup>

Defamation, invasion of privacy, copyright infringement and trademark infringement are typical infringements of rights on the Internet. Legal remedies for such infringements include claims for damages and injunctions, and these claims may also be brought against Internet intermediaries such as platform operators, social networking services and ISPs. However, the legal basis for injunction claims against intermediaries and the requirements for the recognition of such claims are not always clear. This focuses on issues of injunction claims against intermediaries for infringement of copyrights on the Internet.

### 1. インターネット上の権利侵害

#### 1.1 プロバイダ責任制限法と権利侵害情報

プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）は、「特定電気通信役務提供者（プロバイダ）」が媒介する情報による権利侵害について、プロバイダの責任を、①情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または、②当該情報の存在を知っておりその情報によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当な理由があるときであって、当該情報の送信を技術的に防止（送信防止措置）ができるにも関わらずそれを行わなかった場合に限定している（第3項第1項）。

プロバイダ責任制限法に基づくプロバイダの対応のあり方については、プロバイダ・著作権関係・インターネット関係の各団体を構成員とし、学識経験者、法律の実務家、海外の著作権関係団体等をオブザーバとする「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」がガイドラインを策定している。策定されているガイドラインは、「著作権関

係ガイドライン」、「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」、「商標権関係ガイドライン」「発信者情報開示関係ガイドライン」であり、主要な権利侵害として、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害、商標権侵害が想定されていることがわかる。

本報告では、インターネット上の権利侵害に対する媒介者への差止請求について、代表的な権利侵害の一つである著作権侵害を中心に、その法的な位置づけについて考察したい。

#### 1.2 削除を求める根拠規定（人格権侵害）

名誉毀損およびプライバシーなどのいわゆる人格権侵害については、条文上の規定がないが、名誉毀損やプライバシー侵害のような人格権侵害において、損害の発生や拡大を防ぐためには、情報の公開を差し止めることが不可欠であるため、裁判上も学説上も差止請求が認められている。その一方で、表現行為に対する差止を行うことは、表現行為に制約を加えることになるため、表現の自由の不当な制約とならないかどうかを慎重に判断する必要があると考えられている[1]。

<sup>†1</sup> 中央大学  
Chuo University

### 1.3 媒介者に対する損害賠償と差止請求（人格権侵害）

インターネット上の人格権侵害について争われた事例のうち、電子掲示板に関するものと、いわゆるプラットフォーム事業者（グーグル、ツイッター）に関する事例を比較すると、電子掲示板の管理者に対しては、損害賠償請求が提起されている場合が多いのに対して、プラットフォーム事業者に対しては、情報の削除等のみを求めている場合が多い。また、対象となる媒介者の性格によって、差止が認められる基準が異なる。人格権侵害に関して、媒介者に対する差止請求がどのように判断されているか、概要をまとめたものが、(図表 1) である。

(図表 1) 人格権侵害と媒介者責任への差止請求

対象	差止の可否	事例
掲示板管理者	権利侵害について知っているか、当然知ることができた場合に、一定の期待される対応を行う法的義務がある	ニフティ現代思想フォーラム事件・東京高判平成 13 年 9 月 5 日、産能大学事件：東京地判平成 20 年 10 月 1 日等
匿名掲示板管理者	管理者には、損害発生を防止する義務があり、常に注意を払い、権利侵害があれば直ちに削除する義務がある。	2チャンネル対動物病院事件：東京高判平 14・12・25、学校裏サイト事件：大阪地判平 20・5・23 等
プラットフォーム事業者	「比較衡量の結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」に限られる	ツイッター投稿削除請求事件：東京高判令和 2 年 6 月 29 日 等

出典：小向太郎『情報法入門』（NTT 出版，第 5 版，2020 年）102-108 頁と各判決文をもとに作成

このように、どのような場合に削除を法的に求めることができるのかが明確になっていないことが、事業者の対応に影響している可能性がある。被害者が十分な救済を受けられないことが指摘される中で、差止請求が認められる要件の明確化が求められている[1].

a 最三小判昭 63・3・15 民集 42 卷 3 号 199 頁判時 1270 号 34 頁判タ 663 号 95 頁（クラブキャッツアイ事件）.  
 b 最一小判平 23・1・20 民集 65 卷 1 号 399 頁判時 2103 号 128 頁判タ 1342 号 100 頁（ロクラク事件），最三小判平 23・1・18 民集 65 卷 1 号

## 2. 著作権侵害と差止請求

### 2.1 著作権侵害と差止請求

著作権侵害については、著作権法が著作権や著作隣接権を「侵害する者又は侵害する恐れがある者」に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる（112 条 1 項）と定めている。著作権は物件的構成が取られており[2, P. 725]，所有権や占有権と同様に物権的請求権としての差止請求が当然に認められると考えられているが，112 条の規定は，これを実定法上明確にしたものであると説明されている[3].

差止請求を求めうる「侵害者」としては，直接侵害者が想定されているが，その範囲については争いがある。大まかな対立として「直接侵害者を原則として物理的な侵害行為者に限定し，それ以外の者については間接侵害で処理すべきである」という発想と，直接侵害者の範囲を規範的に判断して拡張処理しようとする発想（カラオケ法理又は規範的主体論，あるいはその発展形態として拡張的直接侵害者論とも呼ばれている）[2, P. 730]がある

後者（規範的主体論）は，カラオケ店<sup>a</sup>や，番組録画サービス<sup>b</sup>の侵害主体性を認める判決で取られている考え方であり，当初は「管理支配関係」と「営業上の利益」を中心に侵害主体性の有無を判断するものであったが，複製の対象，方法，複製への関与の内容，程度等の諸要素を勘案した，より総合的・規範的に判断されるようになっている[2, P. 737].

### 2.2 「罪に濡れたふたり」事件

「罪に濡れたふたり」事件は，マンガ「罪に濡れたふたり」の作者と出版社が，関連書籍である「ファンブック—罪に濡れたふたり～Kasumi～」に収録された対談記事を「2ちゃんねる」に無断転載されたことについて，掲示板管理者である被告に対して，掲載（送信可能化および自動公衆送信）の差止めと損害賠償を請求したものである。

差止請求について東京地裁<sup>c</sup>は，「民法上，所有権に基づく妨害排除請求権は，現に権利侵害を生じさせている事実をその支配内に収めている者を相手方として行使し得るものと解されているものであり，このことからすれば，著作権に基づく差止請求権についても，現に侵害行為を行う主体となっ

121 頁判時 2103 号 124 頁判タ 1342 号 105 頁（まねき TV 事件）等。  
 c 東京地判平 16・3・11 判時 1893 号 131 頁判タ 1181 号 163 頁。

ているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者のみを相手方として、行使し得るものと解すべき」であるとして、著作権法112条1項に「規定する差止請求の相手方は、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者に限られると解するのが相当である」という考えを示している。そして、「本件各発言について送信可能化を行って本件各発言を自動公衆送信し得る状態にした主体は本件発言者であって、被告が侵害行為を行う主体に該当しないことは明らか」であるとして、差止請求を棄却している。

この東京地裁の判決は、「直接侵害者を原則として物理的な侵害行為者に限定し、それ以外の者については間接侵害で処理すべき」という考え方を採用したものと見える。

これに対して東京高裁dは、「インターネット上においてだれもが匿名で書き込みが可能な掲示板を開設し運営する者は、著作権侵害となるような書き込みをしないよう、適切な注意事項を適宜な方法で案内するなどの事前の対策を講じるだけでなく、著作権侵害となる書き込みがあった際には、これに対し適切な是正措置を速やかに取る態勢で臨むべき義務がある。掲示板運営者は、少なくとも、著作権者等から著作権侵害の事実の指摘を受けた場合には、可能ならば発言者に対してその点に関する照会をし、更には、著作権侵害であることが極めて明白なときには当該発言を直ちに削除するなど、速やかにこれに対処すべきものである」として、掲示板の管理者の積極的な関与を求めている。

そして、「何らの是正措置を取らなかったから、故意又は過失により著作権侵害に加担していたものといわざるを得ない」ことなどを理由として、掲示板管理者が著作権法112条の侵害者に該当し、差止請求が認められるとしている。

この東京高裁の判決は、名誉毀損に関する「2チャンネル対動物病院事件」判決eが示した基準に近い考え方であり、匿名掲示板の運営者に特に強い作為義務を認めている。規範的主体論がメルクマールとしている「管理支配関係」や「営業上の利益」を考慮するものではなく、作為義務違反があるのだから侵害者にあたるという考え方である。

## 2.3 ファイルログ事件

ファイルログ事件は、オンラインファイル交換

サービス「ファイルログ」の運営会社である有限会社日本エム・エム・オーが、ピア・ツー・ピア技術を用いたインターネット上の電子ファイル交換サービスを提供していたところ、著作権管理団体である社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)が、これによって原告の管理する送信可能化権を侵害しているとして、差止め等を求めて提訴した事例である。

東京地裁fは、エム・エム・オーが、送信可能化権を侵害しているかどうかについて、①行為の内容・性質、②利用者のする送信可能化状態に対する管理・支配の程度、③行為によって受ける利益の状況等を「総合斟酌して判断すべき」であるとし、「MP3ファイルの交換に係る分野については、利用者をして、市販のレコードを複製したMP3ファイルを自動公衆送信及び送信可能化させるためのサービスという性質を有すること、本件サービスにおいて、送信者がMP3ファイル(本件各MP3ファイルを含む。)の送信可能化を行うことは被告エム・エム・オーの管理の下に行われていること、被告エム・エム・オーも自己の営業上の利益を図って、送信者に上記行為をさせていたことから、被告エム・エム・オーは、本件各レコードの送信可能化を行っているものと評価することができ、原告らの有する送信可能化権の侵害の主体であると解するのが相当である」として差止を認めている。そして、この判断は東京高裁gでも維持されている。

ここでは、「管理支配関係」「営業上の利益」等をメルクマールとする規範的主体論の考え方が取られているといつてよい。

## 3. 欧米の制度の概要

### 3.1 米国 DMCA

デジタルミレニアム著作権法は、インターネット上でサービスを提供する「オンライン・サービスプロバイダ」の形態を(a) 通過的デジタル・ネットワーク通信、「(b) システムキャッシング」、「(c) 利用者の指示によりシステムまたはネットワーク上に情報を蓄積するサービス」、「(d) 情報探知ツールの4つに分け、それぞれについてどのような場合にどのような責任が認められるかを定めている。

このうち、「利用者の指示によって自分のシステム又はネットワーク上に情報を蓄積する」オンライン・サービスプロバイダの規定は、典型的には

d 東京高判平 17・3・3 判時 1893 号 126 頁 判タ 1181 号 158 頁。

e 東京高判平 14・12・25 高民集 55 卷 3 号 15 頁。

f 東京地判平 15・1・29 判時 1810 号 29 頁。

g 東京高判平 17・3・31。

Web ホスティングのようなサービスを対象としたものであると考えられ、プロバイダ責任制限法のプロバイダと重なる事業者が多いと考えられる。このタイプのオンライン・サービスプロバイダが免責されるためには、侵害行為について善意・無過失であることが要求される。したがって、侵害の通知がなされたにもかかわらず対処を怠った場合には、免責されない。権利者から一定の通知があった場合には、オンライン・サービスプロバイダに削除等の措置を行うことが求められる。ただし、権利者からユーザに対する直接の著作権侵害訴訟が提起されなければ、一定期間内に元の情報を復旧する義務がある。この制度は「ノーティス・アンド・テイクダウン」と呼ばれ、削除を求める権利者と情報の発信者の間のバランスをとるためのものであるといえる[4]。

### 3.2 EU 著作権指令

欧州連合 (EU : European Union) では、著作権および著作隣接権については、2019 年に著作権指令が改正され、「オンライン・コンテンツ共有サービス・プロバイダ」について、サービスのユーザが他人の著作物をアップロードした場合には、プロバイダ自身はその著作物を公表したのと同様の責任を負うことが定められた (第 17 条 1 項)。

著作者の許諾なくコンテンツがアップロードされた場合には、①許諾を得るための最善の努力をし、②権利者から情報提供があった場合にはその著作物等が使われないようにする高度かつ最善の努力を行い、③権利者から侵害を受けた旨の通知があれば当該コンテンツの削除等を行わなければならない (第 4 項)。ただし、新規かつ小規模の事業者については、責任の範囲が (許諾を得る努力や迅速な削除に) 限定されている (第 6 項) [4]。

### 4. まとめ

わが国において、著作権侵害に対する差止請求は、著作権法 112 条に基づいて行われる。しかし、いわゆる媒介者が 112 条の侵害者に当たるかどうかの判断基準は、対象となる媒介者の性格によって異なる。プロバイダ責任制限法におけるプロバイダは、権利侵害について知っているか、当然知ることができた場合に、一定の期待される対応を行う法的義務があると考えられているが、これを怠った場合に、著作権法 112 条の侵害者になるのかどうかは、必ずしも明らかではない。

著作権侵害に関して、媒介者に対する差止請求がどのように判断されているか、概要をまとめたも

のが、(図表 2) である。

(図表 2) 著作権侵害と媒介者への差止請求

対象	差止の可否
掲示板管理者、SNS 事業者等	権利侵害について知っているか、当然知ることができた場合に、一定の期待される対応を行う法的義務がある (プロバイダ責任制限法の規定から推定されるが、著作権法 112 条の侵害者にあたるかどうかは不明確)。
匿名掲示板管理者	管理者には、損害発生を防止する義務があり、常に注意を払い、権利侵害があれば削除する義務がある (「罪に濡れたふたり」事件控訴審判決等)。
侵害蓋然性の高いコンテンツ等に特化したサービス提供者	「管理支配関係」と「営業上の利益」に加えて、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を総合的に勘案して判断 (規範的主体論)。

ところで、米国や EU では、著作権侵害に関してプロバイダに一定の対処義務を課す規定が導入されている。著作権侵害は、いったんネットワーク上で侵害が行われると被害が拡散しやすく事後的な救済が難しいということや、権利侵害が他の不法行為に比べると客観的に認定しやすいこと等が理由とされるが、むしろ著作権侵害については権利者の要請が他の不法行為と比べて強力かつ組織的であることが立法に影響していると考えるのが妥当であろう。

これに対して、わが国のプロバイダ責任制限法の規定は、媒介者全般に対する一律の規定になっており著作権侵害について、特に対応を求める規定はない。著作権侵害について著作者から削除等の依頼を受けた場合に、媒介者が侵害の有無を迅速に判断できなければ、名誉毀損やプライバシー侵害と同様の問題が生じるはずである。

しかし、著作権侵害については、情報が国外の事業者によって管理されているために請求が困難だという問題は指摘されるが、国内のプロバイダに対する削除請求等については、名誉毀損・プライバシー侵害の問題に比べて、削除請求の停滞が、あまり問題となっていない。これは、送信防止措置に関する運用が、名誉毀損・プライバシー侵害のような人格権侵害と、著作権や商標権のような知的財産権侵害で異なるためであろう。

人格権侵害に関するガイドラインは、次の観点でプロバイダに権利侵害情報の削除等を行うべきかどうかについての指針を示すものである[5]。

- ① 送信防止措置を講じなかったとしても、申立者に対する損害賠償責任を負わないケースにはどのようなものがあるか。(法 3 条 1 項)
- ② 申立者等からの要請に応じて送信防止措置を講じた場合に発信者に対する損害賠償責任を負わないケースにはどのようなものがあるか。(法 3 条 2 項)

そして、その主な内容は、どのような情報発信が、名誉毀損やプライバシー侵害になるかを過去の裁判例をもとに解説するものになっている。つまり、権利侵害にあたるかどうかを、プロバイダがガイドラインを参考に個別に判断する必要がある。

これに対して、知的財産権侵害に関する 2 つの指針では、権利侵害状況の迅速な解決のための手続として、「信頼性確認団体等の申出」があった場合には「第 3 条第 1 項第 2 号」の「相当の理由がある」場合に該当するとして「速やかに」削除することが望まれるとして、ガイドラインのほとんどを占めるのは、信頼性確認団体等の申出に基づく削除の手続きである[6][7]。

これらの手続きは、権利侵害状況の迅速な解決のための手続として、「信頼性確認団体等の申出」があった場合には「第 3 条第 1 項第 2 号」の「相当の理由がある」場合に該当するとして「速やかに」削除するというものであり、削除請求に対する対応の多くが、この手続に基づいて行われていると考えられる。

わが国のインターネット上の著作権侵害について、プロバイダ等への削除請求が実務上迅速に処理されているのであれば、望ましいことである。しかし、コンテンツの多様化によって、著作権侵害の有無について判断が難しいケースが増加する可能性もある。媒介者と著作権法 112 条の関係についても、より明確にすることが望ましいであろう。

また、インターネット上の誹謗中傷や不適切な情報による被害の深刻化を受けて、例えば EU のデジタルサービス法案では、ホスティングプロバイダ(ユーザにより入力された情報を記録するサービスの提供事業者)が取るべき対応として、違法情報全般に関して削除要請に迅速に対応するノーティス・アンド・アクションが提案されている[8]。これは、著作権侵害に対する迅速対応のために導入

された米国 DMCA のノーティス・アンド・テイクダウンを参考にしたものである。このことから、権利侵害への迅速な対応を目指すために取りうるアプローチには、著作権侵害と人格権侵害の間に大きな違いがないということがわかる。誹謗中傷等の問題を考える際にも、著作権侵害への対応に関する制度も参考にした広い視野にたった議論を行うべきである。

#### 謝辞

本研究は、科学研究費補助金・基盤研究(C)(課題番号: 18K01393)による研究費を得て実施した。

#### 参考文献

- [1] 小向太郎「媒介者における損害賠償と差止請求」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP) Vol.2020-EIP-90 No.11 (2020/11/25).
- [2] 中山信弘『著作権法』(有斐閣, 第 3 版, 2020 年).
- [3] 加戸守行『著作権法逐条講義』(著作権情報センター, 6 訂新版, 2013 年) 727 頁.
- [4] 小向太郎『情報法入門』(NTT 出版, 第 5 版, 2020 年) 126-129 頁.
- [5] プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」(第 4 版: 平成 30 年 3 月) 1 頁.
- [6] プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」(第 2 版: 平成 15 年 11 月).
- [7] プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン」(平成 17 年 7 月).
- [8] 小向太郎「EU デジタルサービス法案と媒介者責任」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP) Vol.2021-EIP-92 No.11 (2021/6/8).